

IFRS 基準書「金利指標改革—フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正)」の解説

ASBJ 専門研究員 まつお けいすけ
松尾 圭祐

はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2020 年 8 月 27 日に、「金利指標改革—フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正)」(以下「本基準書」という。)を公表した。本稿では、本基準書が公表された背景及び概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

背景

IBOR¹ などの銀行間取引金利指標は、国際金融市場において重要な役割を果たしており、これらの金利指標は膨大な金額で取引される多様な金融商品の指標となっている。しかし、いくつかの金利指標については一部の金融機関に

よる市場操作が行われ、これによって金利指標に対する信頼性と頑健性が損なわれた。このことを背景に、G20 からの依頼を受けた金融安定理事会 (FSB) は、いくつかの主要な金利指標を改革する提言を示した報告書を公表した²。それ以来、多くの法域では、当局がその提言を導入するための改革に取り組んでおり、一部の法域では、既存の金利指標を、ほぼリスク・フリーの代替的な指標金利に置き換える方向で検討が進められている。本基準書では、金利指標改革とは、IBOR などの既存の金利指標を FSB の提言に基づいた代替金利に市場全体で置き換えること (改革) を指している。

IASB は、一部の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性の水準が高まっていることに留意し、2018 年に、金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。IASB は利害関係者へのアウトリーチに基づき、財務報告に影響を与える可能性のある論点を以下の 2

1 LIBOR、EURIBOR、TIBOR などのインターバンク市場における調達金利の総称として用いられている。

2 報告書「主要な金利指標の改革」は、2014 年 7 月に公表された。この報告書は、下記より入手できる。
https://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf

つのグループに分類した。

- (1) 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む。）前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換前の論点）
- (2) 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む。）中の財務報告に影響を与える論点（置換えの論点）

IASB は、2019 年 9 月に、上記(1)の置換前の論点に対応するために、「金利指標改革（IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の修正）」を公表しており（フェーズ 1）、本基準書は、上記(2)の置換えの論点を取り扱っている（フェーズ 2）。フェーズ 2 の目的は、企業が財務諸表利用者に有用な情報を提供することを支援し、代替的な指標金利への移行の結果として、契約上のキャッシュ・フロー又はヘッジ関係に変更が加えられる場合に、財務諸表作成者が IFRS 基準を適用するのを支援することであるとされている。なお、本基準書は 2020 年 4 月に公表された公開草案（以下「2020 年公開草案」という。）を経て、今般、最終化されたものである。

概 要

本基準書は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）、IFRS 第 4 号「保

険契約」（以下「IFRS 第 4 号」という。）及び IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）を修正している。

以下では、主に IFRS 第 9 号の修正を中心にその内容を解説する。

IFRS 第 9 号の修正

（金利指標改革の結果としての契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更）

企業は、金利指標改革によって要求される金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更³を会計処理するために、IFRS 第 9 号 B5.4.5 項⁴を適用しなければならない。したがって、金利指標改革によって要求される金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更の結果、当該金融商品に認識の中止に関する要求事項は適用されず、帳簿価額の修正に伴う利得又は損失の認識も生じさせないこととなる。

ここで、金利指標改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更とは、以下の両方の条件を満たしている場合であるとされている。

- (1) 当該変更が金利指標改革の直接の結果として必要である。
- (2) 契約上のキャッシュ・フローの新しい決定基礎が、従前の基礎（すなわち、変更直前の基礎）と経済的に同等である。

また、従前の基礎と経済的に同等なキャッシュ・フローの新しい決定基礎を生じさせる変更の例には、以下が含まれる。

- (1) 金融資産又は金融負債の契約上のキャッ

3 金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定基礎は、以下により変化する可能性があると考えられている。

- (1) 金融商品の契約条件の修正
- (2) 金融商品の契約条件を修正しない方法（例えば、契約条件の修正を伴わない金利指標の計算方法の変更）
- (3) 既存の契約条件の発動（例えば、フォールバック条項の発動）
- 4 変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、条件変更時において実効金利を変更するとの規定である。

シュ・フローを決定するために使用される既存の金利指標の代替的な指標金利への置換え、若しくは、金利指標の計算に使用される方法の変更による金利指標の改革の実施で、既存の金利指標と代替的な指標金利との間のベースス差異を補償するための固定スプレッドの追加を伴うもの

- (2) 金利指標の改革を実施するための、金利改定期間、金利改定日又は利払日の間の日数の変更
- (3) 上記の(1)及び(2)に示した変更のいずれかを実行できるようにする金融資産又は金融負債の契約条件へのフォールバック条項の追加

(ヘッジ会計)

(1) ヘッジ文書の修正

IFRS 第9号 6.8.4 項から 6.8.8 項⁵の要求事項がヘッジ会計に適用されなくなる時点で、企業は、以前に文書化していたヘッジ関係の正式な指定を金利指標改革によって要求される変更を反映するように修正しなければならない。この場合、ヘッジ関係の中止にも新たなヘッジ関係の指定にもならない。

(2) 項目グループのヘッジ

ヘッジ対象に指定した項目グループについて上述(1)を適用する場合には、企業は、当該ヘッジ対象をヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分し、各サブグループに係る指標金利をヘッジされるリスクとして指定しなければならない。この場合、各サブグループが適格なヘッジ対象となるための IFRS 第9号 6.6.1 項の要求事項を満たすかどうかを別々に評価しなければならない。いずれかのサブグループが当該要求事項を満たさない場合には、企業は当該ヘッジ関係の全体について将来に向かってヘッ

ジ会計を中止しなければならない。

(3) リスク要素の指定

契約以外で定められたリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立に識別可能ではないものは、当該代替的な指標金利が 24 か月以内に独立して識別可能になると企業が合理的に予想している場合にのみ、その要求を満たしたものとみなさなければならない。この 24 か月の期間は、代替的な指標金利のそれぞれに別個に適用され、企業が代替的な指標金利を契約以外で定められたリスク要素として初めて指定する日から開始する。これは、2020 年公開草案に対するコメントを受け、24 か月の期間がいつから適用されるのかを明確化したものである。

その後、当該 24 か月の期間内に、独立して識別可能とはならないと企業が合理的に予想する場合には、その見直しの日から将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならない。

(発効日及び経過措置)

(1) 発効日

企業は、これらの修正を 2021 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用しなければならない。また、早期適用は認められ、その場合にはその旨を開示しなければならない。

(2) 経過措置

企業は、本基準書を遡及適用しなければならない。また、遡及適用にあたっては、企業は過去の期間において新たなヘッジ関係を指定することは禁止されており、以下の条件が満たされる場合にのみ、中止したヘッジ関係を復活させなければならないとされている。なお、2020 年公開草案に対するコメントを受けて、ヘッジ関係を復活させることが困難であるか又は便益

5 「金利指標改革 (IFRS 第9号、IAS 第39号及びIFRS 第7号の修正)」(フェーズ1)において追加された置換前の論点に対応する例外規定である。

が限定的である状況があり得ることを考慮し、以下の②の条件が追加されている。

- ① ヘッジ会計を中止したのは金利指標改革によって要求された変更のみが理由であり、仮に本基準書がその時点で適用されていれば、ヘッジ関係を中止することが要求されていなかったであろうこと
- ② 本基準書の適用開始日において、中止したヘッジ関係が、本基準書による修正も考慮に入れた上で、ヘッジ会計の適格要件を満たしていること

また、本基準書では、企業は、これらの修正を反映させるために、過去の期間を修正再表示することを要求されず、事後的判断(hindsight)を使用せずに可能である場合、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができる。企業は、修正再表示しない場合には、従前の帳簿価額との差額を、利益剰余金期首残高等に認識しなければならない。

IAS 第 39 号の修正

IAS 第 39 号の修正は、上述した IFRS 第 9 号の修正のヘッジ関係に関する部分とほぼ同様の内容となっている。

IFRS 第 7 号の修正

IFRS 第 7 号を修正して、金利指標改革に関連した追加的な開示に関する要求事項を追加している。具体的には、以下の開示目的及び開示項目が追加されている。なお、開示項目に関して、2020 年公開草案では、企業がベース金利及び当該金利への関連する調整をどのように決定したのかの記述を要求することが提案されていたが、2020 年公開草案に対するコメントを受けて検討された結果、最終化にあたって削除

されている。

開示目的

- (1) 金利指標改革の対象となる金融商品から生じた企業が晒されているリスクの性質及び程度、並びに企業が当該リスクをどのように管理しているか。
- (2) 代替的な指標金利への移行の完了における企業の進捗度、及び企業が当該移行をどのように管理しているか。

開示項目

- (1) 企業が代替的な指標金利への移行をどのように管理しているか、報告日現在の進捗状況及び移行により金融商品から生じた企業が晒されているリスク
- (2) 金利指標改革の対象となる重要な金利指標ごとに分解して、報告期間の末日現在で代替的な指標金利にこれから移行する金融商品に関する定量的情報を、下記を区分して示す⁶。
 - ① 非デリバティブ金融資産
 - ② 非デリバティブ金融負債
 - ③ デリバティブ
- (3) 上述(1)で識別されたリスクが企業のリスク管理戦略の変更を生じさせた場合には、これらの変更の記述

IFRS 第 4 号の修正

IFRS 第 9 号の一時的免除を適用する保険者は、IFRS 第 9 号の修正の「金利指標改革の結果としての契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更」に関する要求事項を適用しなければならない。

IFRS 第 16 号の修正

リースの借手は、金利指標改革によって要求されるリースの条件変更を会計処理するため

6 2020 年公開草案では、金利指標改革の対象となる金利指標を引き続き参照する非デリバティブ金融資産及び非デリバティブ金融負債の帳簿価額並びにデリバティブの名目金額の開示が要求されていたが、2020 年公開草案に対するコメントを受け、定量的情報を提供する基礎を企業が選択することを認めるよう修正されている。

に、IFRS 第 16 号第 42 項を適用しなければならない。すなわち、金利指標改革によって要求される変動リース料の決定の基礎の変更を反映する割引率を使用して、リース負債を再測定することを要求している。